宮 城 県 公 報

令和８年５月 20 日（水）
号外第 29 号

目 次

規則

○　宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

選挙管理委員会

○　宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会事務局）

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年５月 20 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

宮城県規則第　52　号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則（昭和29年宮城県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
様式第６号 公示送達書 ［略］ ［略］ 送達すべき書類を特定するために必要な情報 送達を受けるべき者の氏名又は名称 ［略］	様式第６号 公示送達書 ［略］ ［略］ 送達すべき書類の名称 送達を受けるべき者の氏名又は名称 住所 ［略］

附　則

この規則は、令和８年５月21日から施行する。

宮選管告示第 30 号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年５月 20 日

宮城県選挙管理委員会委員長　　櫻　　井　　正　　人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和 31 年宮選管告示第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（尋問に代わる書面の提出） 第 163 条　法第 212 条第２項の規定により読み替えて準用する民事訴訟法（平成８年法律第 109 号）第 205 条第２項の規定による電磁的方法による記載事項の提供は、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第２条第１号に規定する電子メールをいう。）、その他委員長が適当と認める方法により行わせるものとする。	第 163 条　削除

附　則

この告示は、令和８年５月 21 日から施行する。